

## 平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

日時 平成25年4月25日(木)午後5時37分～午後6時00分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

出席委員

小島会長 山本第二部会長 伊藤委員 片谷委員 木村委員 黒田委員 田中修三委員  
田中正委員 中杉委員 野部委員 羽染委員 平手委員 藤倉委員 山下委員

議事内容

### 1 答申

#### (1) 「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること及び大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、風環境、景観、廃棄物の項目に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

# 平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会

## 速 記 録

平成25年4月25日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後5時37分開会)

小川環境都市づくり課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員23名のうち13名の御出席をいただいております。

済みません、その前に、総会ですので、4月1日付で職員の異動がございまして、アセスメント担当課長の宗野が転出いたしまして、新たに佐藤がアセスメント担当課長ということで着任しております。

佐藤アセスメント担当課長 アセスメント担当になりました佐藤です。よろしくお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは、改めまして、平成25年度第1回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございまして、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいます。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入场)

小島審議会会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了され次第、退室されて結構ですので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第1回の総会を開催いたします。

本日は、会議次第にありますように、答申1件に係る審議を行います。

それでは、「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果について、山本第二部会長から報告を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

山本第二部会長 それでは、できたてで、まだ湯気が出ている資料1をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読をお願いします。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の1ページをご覧ください。読み上げさ

させていただきます。

平成25年4月25日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 山本 貢平

「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案についてこのことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。別紙。

「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について  
第1 審議経過

本審議会では、平成24年11月28日に「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は5ページになります。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値は、環境基準を超えていることから、予測に反映していない環境保全措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。
- 2 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測において、「道路環境影響評価の技術手法」による予測手法を用いているが、これを選定した理由について、特徴を示すなどして明らかにすること。
- 3 大気質の予想に当たっては、気象条件として、東京管区气象台における風向・風速の観測結果を用いているが、その理由について、現地の気象調査結果と東京管区气象台の観測結果との相関性の解析を行うなどし、記述すること。

### 【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に当たっては、計画地に隣接して保育園や住宅、公園があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど建設作業における騒音及び振動の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動については、車両の出入口が東西に位置しており、特に西側の出入口周辺には住宅等があり影響が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音及び振動の低減に努めること。

### 【土壌汚染】

入居予定工場において有害物質の取扱いがないことから、工場の稼働に伴い土壌汚染を発生させる要因はないとしているが、今後、関係法令等が改正され、規制対象となる有害物質が増えること、また、新たに有害物質を取り扱うこと等も考えられることから、地下浸透の防止や有害性の低い原材料への転換などの環境保全のための措置を徹底すること。

### 【地盤、水循環共通】

本事業では、地下構造部分の全周囲に山留壁を設置することから、地盤及び地下水位の観測を適切な地点で継続的に実施し、地盤沈下や地下水位の変動防止に努めること。

### 【水循環】

可能な限り透水性舗装等を設置するほか、流出抑制対策として雨水貯水槽を設けることとしていることから、具体的な対策の内容と規模を示すとともに、その機能が維持されるよう適切な管理方法についても記述すること。

### 【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽等により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内には公園が設置され、歩行者動線が整備されること等から、より一層の防風対策を実施すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

### 【景観】

計画地外周部には中高木による緑化を行うことにより、圧迫感の低減に努めるとしていることから、中高木の植栽計画を立体的に示し、圧迫感低減効果について、分かりやすく具体的に記述すること。

また、河川や道路に沿ったオープンスペースにおける連続した緑化計画についても明らか

にすること。

【廃棄物】

建設発生土や建設汚泥の発生量の予測について、算出の根拠が不明確なことから、これを明らかにすること。

5ページは付表でございます。

以上です。

山本第二部会長 それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案は、平成24年11月28日に当審議会に諮問されまして、第二部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における2回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から3件の意見書の提出がございました。

また、関係区長である港区長からも、意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民から公述の申し出がありませんでしたので、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますけれども、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう、求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業の計画地は、港区の南西部の白金一丁目内に位置します約1.7haの敷地でございます。事業の内容は、住宅、工場、事務所等を建設するものです。対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

まず【大気汚染】の意見ですけれども、建設機械の稼働による二酸化窒素の予測値は環境基準を超えていることから、環境保全措置の徹底を求めるものなど、3件でございます。

【騒音・振動】につきましては、建設機械の稼働に当たって、計画地に隣接して保育園や住宅などがございますことから、建設作業騒音、振動の低減に努めるよう求めるものなど、2件でございます。

【土壌汚染】です。入居予定工場におきまして、今後新たに有害物質を取り扱うこと等も考えられますことから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

【地盤、水循環共通】です。地盤及び地下水位の観測を適切な地点で継続的に実施し、地盤沈下や地下水位の変動防止に努めるよう求めるものでございます。

次は【水循環】です。具体的な対策の内容と規模を示すとともに、その機能が維持されるよう適切な管理方法についても記述するよう求めるものでございます。

【風環境】です。計画地内には公園が設置され、歩行者動線も整備されることから、より一層の防風対策を実施することなどを求めるものでございます。

【景観】です。中高木の植栽計画を立体的に示し、圧迫感の低減効果について、分かりやすく記述することなどを求めるものでございます。

【廃棄物】です。建設発生土などの発生量の予測につきまして、算出の根拠を明らかにすることを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見ありましたら、どうぞ。

第二部会の方々には、先ほど十分な審議をしていただいておりますが、特に第一部会の方々から、何かお気づきの点はございますでしょうか。どうぞ。

片谷委員 特に異論があるわけではございません。ただ、見て感じますことは、大気ですけれども、やはり都心部のこういう事業ですと、どうしても環境基準を超えるというのが避けられない事情がありまして、環境保全措置を徹底するというようなコメントを大抵の案件で出しているわけですが、その後、実際に工事が進んでいる段階でどの程度の環境保全措置がとられているのかというのがすごく重要な点になりますので、ぜひ事務局から事業者にも、この答申だけではなくて、実際に着工した後にも若干プレッシャーをかけていただいて、より低減されるような働きかけをしていただきたいという要望を申し上げておきたいと思います。

小川環境都市づくり課長 それにつきましては、行政は指導しながら、事後調査報告書等で確認させていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますか。よろしゅうございますでしょうか。

部会長から何かコメントありますか。

山本第二部会長 騒音・振動について、最近、解体工事が建設工事に入ってきておりまして、コンクリートを破碎するジャイアントブレイカーというのが頻繁に使われるようになりました。都市内でそれを使うと、いろいろなところに音が反響して、相当大きな音がすることが予想されていまして、この案件もそうですし、別の浜松町の案件もそうですけれども、規制基準は満足するのだけれども、数値からすると70を超えるような大きな数値が屋内で予測されている。70を超えるというのは、通常の会話がしにくいという状況になることから考えますと、解体工事関係については、事業者の方に一層注意していただきたい。規制基準は満足するのだけれども、とりわけ周囲に、この場合は保育園があることとか、あるいは学校がある場合もあるので、授業とか、活動に支障を来すこともありますので、単に規制基準を満足するというだけでなく、そういったことも配慮していただくように、事業者には通知をしていただきたいなど、そのように思います。ちょっと感想になってしまいましたけれども。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

それでは、以上、幾つか、これからの対応についての御意見をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、ほかに特に発言ないようでございますので、ただいまの報告をもちまして本審議会の答申としたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 特に御意見ないようですので、そうさせていただきますと思います。

それでは、事務局から答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 ありがとうございました。

それでは、答申書を読み上げてください。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

25東環審第3号

平成25年4月25日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 小島 圭二

「白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）  
平成24年11月28日付24環都環第404号（諮問第401号）で諮問があったこのことについて、  
当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりでございます。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。どうもありがとうございました。

そのほかに、何か、全体を通じてございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、これをもちまして本日の審議会を終わりたい  
と思います。どうもありがとうございました。

あと、事務局のほうでありましたら、これでお返しいたします。

済みません、その前に、傍聴の方、これで審議を終わりましたので、退席願いたいと思  
います。

（傍聴人退場）

（午後5時59分閉会）